

家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成27年12月18日（金）午後3時から午後5時まで

第2 場所

東京家庭裁判所中会議室

第3 出席委員（五十音順）

芦澤政治，岡田幸之，折井純，川原隆司，木元和子，棚村政行，田村幸一，
乃南アサ，野間万友美，平井陽子，巻淵眞理子，三森仁，宮嶋芳弘，森邦明

第4 テーマ

遺産分割事件を適正かつ迅速に解決するための取組について

第5 議事

- 1 新委員あいさつ（折井委員，芦澤委員）
- 2 遺産分割事件を適正かつ迅速に解決するための取組について
 - (1) テーマ選択について

（委員長）

本日は、「遺産分割事件を適正かつ迅速に解決するための取組について」というテーマで進行させていただく。遺産分割事件は，家庭裁判所が扱っている調停，審判事件の中でも法律的に難しい類型の事案で，専門的な用語も多々使われているため，法律の専門家でない方でも分かりやすい運営を心がける必要があり，また他方では，当然のことながら，適正で迅速な紛争解決という要請もあるので，これらの要請を満たすためにさまざまな取組を行っている。

本日は，まず遺産分割事件の概要あるいは実情といったことについて説明し，その上で，委員の皆様からは，弁護士を代理人として選任せずに本人で手続を進めている当事者本人にとっても分かりやすい運営となっているかという視点での御意見の外，遺産分割事件の進め方全般について御意見，御質

間をいただきたい。

(2) 家庭裁判所による説明

(説明者)

ア 遺産分割とは何か

まず、遺産分割の定義から確認していきます。正式な定義は、被相続人の死亡により共同相続人の遺産共有状態となった相続財産について、遺産共有状態を解消して、各相続人の単独所有にすることとされておりますが、ごく簡単に言いかえると、亡くなった方の財産については、そのままど誰が何を自分のものにすることができるのか決まっていな状態なので、具体的に誰が何をそれぞれの人のものにすることを決める手続ということになります。

遺産の分割を行う場合、方法は幾つかあります。まず、当事者間の話し合いによって分割する方法がありますが、この場合、裁判所は関わりません。次に、当事者間での協議が難しい場合は調停という方法があります。調停は、家庭裁判所において調停委員と裁判官により構成される調停委員会の関与のもとで話し合いを行う方法です。この調停でも解決が難しい場合には、家庭裁判所の裁判官が分割方法を決める審判という方法で分割することになります。地方裁判所の訴訟で遺産分割をすることはできません。

具体的なイメージを持っていただくために、父親が亡くなり、妻、長男及び長女がいるという簡単な設例をもとに、遺産分割において調整すべき項目を説明します。

まず、遺産分割をする際には、当事者が誰か、つまり相続人は誰なのかということを確認します。設例では、死亡した父親について、妻と子供である長女と長男がいますので、この3人が相続人になります。実際の事案では、誰が相続人かという点については戸籍によって明らかになることが多いので、実際に争いが生じるということはほとんどありません。相続人

が決まると、法律により定められた相続の割合、相続分が分かります。この設例では、妻の相続分が2分の1、長男と長女の相続分がそれぞれ4分の1ずつとなります。

続いて、分けるべき財産は何か、設例でいえば、父親が残した財産は何かということを確認します。ここでは、不動産として自宅及び別荘、金融資産として預金及び投資信託、父親が経営していた会社の株式があり、この他に高級自動車と、債務も残っているということを想定します。実際の事案でも、このようにさまざまな財産が残されていることが多くあります。

そして、分けるべき財産について調整をする際には、相続人から様々な意見が出されます。例えば、「この財産は父親でなく私のものだ。」という意見があるような場合には、そもそもその財産が誰のものなのかということを確認しなければいけません。また「もっと預金があったはずだ。」という意見がある場合には、外に残された遺産があるのかどうかということを確認してもらう必要があります。また「生命保険はどうなるのか。」というような意見がある場合、その生命保険がどのような法的性質のものなのか、誰かが既に受け取っているのかいないのかといったことを確認してもらうこととなります。さらに、分けるべき財産が決まると、不動産や非上場の株式など、当然にはその金銭的な価値が明らかでないものについて、どれくらいの価値があるのか、その評価を確認する必要も出てきます。

分けるべき財産とその評価額が決まったら、次に、分ける割合を確認します。先ほどお話ししたとおり、法律により定められた相続の割合は、誰が相続人かということが決まれば明らかになりますが、実際の事案では様々な意見が出されます。

例えば「兄は土地をもらった。」「豪華な結婚式をあげてもらった。」などという意見は、遺産分割よりも前に他の人よりも多くもらっているのだから、今回の遺産分割ではその分、取り分が少なくてもいいはずだという

ような意見です。これらの意見は「特別受益」の主張と呼ばれます。

続いて、「父親の事業を手伝った。」「毎日父親の介護をした。」という主張は、亡くなられた方のために他の人よりも多くの貢献をしたのだから、遺産分割ではその分自分が多くもらっていいはずだという意見です。これらの意見は「寄与分」の主張と呼ばれます。このようなさまざまな意見について調整をしていき、法律によって定められた相続の割合で分けるのか、それとも、その割合を一部修正する必要があるのかということを確認していきます。

分ける割合が決まったら、具体的に誰が何をどのように取得するか、具体的な分け方を決めていきます。具体的な分け方の方法としては、誰かがあるものを全部一人で取得する方法、複数の人であるものを共有する方法、売るなどしてお金にかえてからそのお金を分ける方法があり、さらに、誰かがあるものを取得した結果、その人の取り分が本来の取り分よりも多くなってしまった場合に、代わりに遺産とは別にお金を払って調整をするという方法があります。

先ほどの設例で分割方法をご説明しますと、例えば、妻は今後の生活のために自宅と預金を全部取得し、長男は父親の会社の経営を引き継ぐということで会社の株式を全部取得し、長女は投資信託などの資産を取得するという方法が考えられます。続いて、別荘については、みんなで都合のいいときに利用できるように共有にしておこうという結論も考えられます。さらに、高級自動車については、誰も使わないということであれば売却をして、その代金を分けるという方法もあります。最後に、このように分けると長男は長女に比べて多くもらい過ぎているということになるのであれば、長男から長女に対して別途1000万円を払うことにして、各自の取り分を調整するということができます。

遺産分割はこのように様々な事情を考慮して、亡くなった方の財産につ

いて相続人の方たちが何をどのような形で取得するか決める手続であるため、様々な意見が出されて、調停や審判の期間が長期化しやすいという傾向があります。

イ 遺産分割事件の動向等について

続いて、遺産分割事件の最近の動向について説明します。遺産分割調停や審判が長期化している事件が多いというイメージを持っている方も多いようですが、最近はそのような状況が改善されつつあります。

全体的な傾向としては、新受事件数は高止まりの状態、既済事件数が増えているため、未済事件数は減少傾向となっております。また長期係属事件が減少し、事件係属から1年以内で終了する事件数が増加しているため、未済事件の審理期間は短期化する傾向にあります。

ウ 手続進行と当事者説明用資料について

遺産分割部である家事5部では、3つの点に心掛けて手続を進めています。1つ目が、家事事件手続法の趣旨を踏まえた公正で分かりやすい手続進行、2つ目は、遺産分割の法的枠組みを踏まえた段階的進行モデル、3つ目が、遺産の範囲や特別受益などの法的枠組みについて分かりやすく説明をすることです。これらについて順に説明します。

まず1つ目の、分かりやすい手続についてですが、家事5部では、申立時には、説明資料として遺産分割調停案内及び手続説明書面を申立人に渡しており、申立書式及び記載例も家事事件手続法の施行に合わせて改訂しました。調停の際には、双方立会手続説明を実施しています。これは、各期日に当事者双方が同席したうえできちんと公正に説明をするということです。

続いて2つ目の遺産分割の法的枠組みを踏まえた段階的進行モデルです。これは、進行のポイントを整理して手続を順番に進行させるというものです。家事5部では、この段階的進行モデルを記載したA3サイズのチャー

ト図をラミネート加工して各調停室に備えつけ、申立ての最初の段階だけでなく、随時、手続の進行段階を確認するために活用しております。この他に、段階的進行モデルにおける特徴として、第1回と第3回と第7回の調停期日の際に必ず調停委員と裁判官が打合せを行って連絡を密にしたり、進行の節目となる各段階において当事者間で合意した内容の調書化もしています。なお、この段階的進行モデルというのは手続きを順番に進行させるということですが、硬直的な運用はせず事案に合わせて柔軟に運用することもあります。

3つ目、法的枠組みについての分かりやすい説明ですが、まず遺産の範囲を決めることは遺産分割調停の中で非常に重要です。遺産にはいろいろな財産がありますが、遺産分割事件においては、当然話合いの対象になるものと、相続人全員が対象にすることに合意して初めて対象となるものがあります。家事5部では、土地建物や現金、株式など被相続人のものであれば当然に分割の対象になるもの、預貯金など相続人全員が合意をして初めて遺産分割の対象となるもの、相続債務や葬儀費用など、調停に限り、相続人全員の合意により対象とすることができるものがあります。家事5部では、この分類をA4サイズの表にしたものを各調停室に備え置いています。次は払い戻した預貯金の使い道が問題となった場合です。例えば、相続開始時前に100万円おろして葬儀費用や介護費用の精算に使い、それを他の相続人全員が認めれば問題ありません。また、払い戻した預貯金が残っていたり、使った人が自分の取得分として認めた場合も問題ありません。ところが、使った人が葬儀費用に使ったと主張しても、他の相続人が香典もあったのだからそんなにかかるはずがない等と言って争いが残ると、遺産分割手続では解決できないので民事訴訟で解決することになります。この説明を簡単な図で表したものと、この問題が出された際に調停手続の中で議論する流れを記載したフロー図を各調停室に備え置いています。

続いて特別受益と寄与分です。特別受益については、特別受益の説明資料、特別受益についてのQ & A、当事者提出用の主張整理表を用意しています。寄与分についても、寄与分の説明資料、寄与分のポイントを説明した資料、当事者提出の主張整理表を用意しています。

続いて分割方法についてですが、家事5部では分割方法ツールというものを用意しています。この分割方法ツールの一番の目的は、調停における分割方法の考え方と、審判における分割方法の考え方が違うということを説明することです。審判手続では、現物分割、代償分割、換価分割、共有分割と4つの分割方法があり、この順番で優先順位が決まっています、これに対して調停では、当事者双方が合意すればこの順番にとらわれずに手続を進めることができるということをこの分割ツールで説明しています。

エ 調停に代わる審判について

調停に代わる審判は審判という形をとっておりますが、実質的には裁判所からの調停案の正式な提示で、当事者から異議がなければそれで確定するというものです。これは、平成25年1月の家事事件手続法で初めて遺産分割事件にも活用できるようになりました。遺産分割事件では、他の調停事件と比べて、この調停に代わる審判を積極活用しております。

オ 審判手続について

審判手続は調停が不成立になり審判に移行したという事件がほとんどです。件数では審判事件よりも圧倒的に調停事件のほうが多いです。審判では、調停が先行しているということが審理に非常に大きな影響を持っています。審判は調停段階で当事者間が合意した内容を前提に進行します。審判になって一からやり直すわけではありません。むしろ調停での成果をそのまま引き継いで、どうしても合意できなかったところに争点を絞って裁判所が判断を示しております。

カ 今後の課題

終わりに今後の課題について申し上げます。まずは、段階的進行モデルを基本に据えて、法的枠組みのより分かりやすい説明を行うということ、一つ一つの事件で確実に実践していくことです。いろいろな説明資料をご覧いただきましたが、やはり各事件や状況に応じ、説明するタイミングや説明の内容を考えて行うことが大事だと思っております。

次は、遺産分割は法的枠組みで決まってくる部分が多くございます。他方で、当事者の方は最初からそんなことは考えないことが多く、むしろ、色々なことをここで清算したいと思われています。そのギャップをどう埋めて最後の解決につなげていくかというのが遺産分割だと思います。そうすると、当事者の思いを理解しつつ、その上で説明をして、納得を得るための働きかけがやはり必要だと思っております。

3つ目は、相続に関する紛争全体の解決のためということ。遺産分割は必ずしも相続に関する紛争全てを包み込むものではありません。債務はほとんど対象から外れてしまいますし、使途不明金も合意ができなければ対象から外れます。決して万能薬ではないわけです。他方で、調停を中心として、色々なことをご説明しながら、ここで真剣に遺産分割について議論していただくと、それが特に調停成立で終了した場合は、その後に残った相続に関する紛争についても、当事者の方々が自分たちでできるところも出てくるし、それ以上、訴訟などに発展せず解決することを私どもも期待しているわけです。そのように、万能薬ではないけれども、全体の解決を是非見据え、私どもがそれに役に立てるようにと願っております。

(3) 意見交換

(委員)

以前は手続進行のモデルや順番が決まっていなかったため、やはり当事者の方々は、最初から自分の主張を熱っぽく語り始めてしまうというケースが多かったと思います。やはり手続進行表ができ、議論を段階的に整理して進

めるという運用方法になってから、調停委員としても非常に手続を進めやすくなりました。また、法的枠組みの説明も非常によく機能しており、当事者の方の理解も得やすくなっており大変よいと思います。

ただ、使途不明金の問題がある場合、最終的に民訴事項として地方裁判所で解決すべき事項に関してどこまで家庭裁判所が関与できるかという問題はあると思いますが、当事者ご本人の場合には証拠収集能力がなくてなかなか組み立てられないというケースも希にあるため、個々のケースにおいて、当事者の実質的な救済が図られているかどうか少し気になることがたまにあるということだけ申し上げたいと思います。

(委員長)

ご指摘を踏まえ、今後も検討していきます。

(委員)

特別受益のQ & Aに、結婚の際の贈与について、持参金、支度金は金額が大きければ一般的には特別受益に当たりますが、結納金とか挙式費用は特別受益に当たりませんとされている部分について、金額や目的など他の共同相続人の実質的な公平を害するような事情があれば、直接適用か類推適用かは別として、特別受益に当たる場合もあるのではないかと思いますので、この記載は分かりやすく書こうとするあまり誤解を招くかもしれないのではないのでしょうか。

(説明者)

ご指摘を踏まえ、今後検討したいと思います。

(委員)

預貯金と債務は、当然には遺産分割の対象にならないというお話でしたけれども、旧郵便貯金の定額貯金は対象になるということと、その関係がよく分からないのと、特別受益と寄与分について、寄与分については、自分から一生懸命主張すると思われるところですが、特別受益については、これは申

告が義務なのでしょうか、あるいはその人を信じて言ってくださいというようなレベルのものなのでしょうか。

(説明者)

預貯金については、郵便貯金の定額貯金では一部例外がありますが、それ以外の預貯金については、その預金を持っていた方が亡くなると、当然に法定相続分で相続人に権利が帰属するということになっていますので、相続人全員が遺産分割の対象とする合意がないと、改めて分けましょうという話にならないというものです。この合意ができないと分割の対象とすることはできません。

続いて、債務についても、預貯金と同じように債務を負っていた方が亡くなると、法定相続分の割合で当然にその義務が相続人に移るものですので、遺産分割の対象とするためには改めて合意をしなければならないということです。

特別受益については、自分から言う例もありますが、言ってしまうと自分の取り分が少なくなりますので言わないことも多いです。そこで、他の相続人からそのような主張がでてくることとなります。特別受益の主張は、それを認められることによって得をする他の相続人の方が主張し、その方が証明するための資料を提出していただくという建前になっております。

(委員)

家族の中で何か色々な事情があって、何十年も縁がなくなっていたのに、親が死んだら急に出てきて、自分の相続分を主張したり、両親の離婚後、子供と全く縁が切れていたが、親が亡くなったら意外に財産を残していたのでやっぱり欲しいという話や、親の方は自分が縁の切れている子供には残したくない、法定相続分があったとしても絶対残したくないというような話を聞くものですから、そのような場合でもこれは法律ですからというふうになっていくものなのでしょうか。

(説明者)

今ご紹介いただいたような設例の事案も少なからず実際にありますが、特別受益や寄与分ということはありませんが、法律上は、やはり余り縁のない方でも法定相続分の権利はあるということになります。

法定相続分というのは必ず取得しなければいけないわけではありません。自分は縁遠かったからこれでいいと言って協議で解決している例もあると思います。一方、どうしても協議ができなくて裁判所の調停になることがあります。裁判所の審判になった場合には、30年間も縁遠かったから少なくてもいいはずだという訳にはいきません。それぞれの方の意向を踏まえ、どの段階で解決するか、またどれだけ妥当な解決ができるかということ調停の中で考えながら進行しております。

(委員)

調停委員として調停を行っていて、当事者の方に、法律ではこうなっているということ、また、できることとできないことがあるということなどを話し、最終的に多少なりとも配慮できるような形に分け方が決まり、皆さんが納得するということを経験してきました。

(説明者)

家事5部の調停では、調停委員会は、裁判官1人の外、弁護士調停委員が必ず1人、そして、それ以外の調停委員が1人、こういう構成となっております。どうしても最初は法律の枠組みで考えてしまいがちですが、そういう中で、弁護士でない一般の調停委員が、当事者とのやりとりの中で、その人の希望やこだわりを見出して、そして、その人のこだわりが解決できれば最終的に金額や財産の取得にこだわらないということもあります。このようにして調停委員会がよく機能しているところがあると思います。

(委員)

3つ質問があります。1つ目は、調停事件では、申立後、合意ができれば

調停成立で、合意ができなければ審判に移行するという流れがありますが、調停に代わる審判というのはこの中のどこに位置付けられるのでしょうか。

2つ目は、遺産分割の対象となる遺産の範囲についてですが、普通は現金よりも預貯金を持っている方のほうが多いのではないかと思います。現金は当然に遺産分割の対象となり、預貯金は相続人の合意がないと扱えないということなのではないでしょうか。

3つ目は、葬儀費用というのは、全相続人が合意すれば調停に限り対象となるというご説明でしたが、例えば、預貯金を葬儀費用に充てた場合はどうなるのでしょうか。

(説明者)

調停では、申立て後、調停期日を何度か設け、最終的に調停成立あるいは調停不成立となります。厳密に言うといろいろありますが、分かりやすく言うと、調停不成立と並行して調停に代わる審判というものが存在するということとなります。調停に代わる審判をするということは、何らかの理由で調停は成立しないという前提になりますので、成立か不成立かで分けると不成立の側に入ってきます。

(委員)

そうすると、調停に代わる審判と、ここに書いてある調停不成立後の審判というのは、何か違いがあるのですか。

(説明者)

調停に代わる審判は当事者がこれは嫌だと言えばそれで審判の内容が無効となります。一方、調停不成立後の審判は、当事者が嫌と言っても審判は成立します。そこが決定的に違うところです。

預貯金についてですが、預貯金の権利の性質として相続が開始されると当然に相続分で分割されてしまうのが大前提としてあるので、それを覆すには全員の合意がないといけないということになっています。

続いて、下ろした預貯金を葬儀費用に使ったという場合ですが、厳密に分けていくと、まず、下ろしたお金については、遺産分割の対象とする旨の合意がないと、やはり遺産分割の範囲に含むことはできません。葬儀費用については、原則は喪主の方が負担をするのが大前提ということになるので、当然に相続人全員が負担しなければいけないものではないということになっております。

(委員)

調停に代わる審判に対する異議率はどのくらいなのでしょう。

(説明者)

正確な数字は出ていませんが、異議が出るものは数パーセント程度です。

3 次回予定

平成28年3月17日(木) 午後3時